

## 2 災害予防

### 2-1 防災協働社会の形成推進

#### 2-1-1 防災協働社会の形成推進

##### (1) 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」(平成 16 年愛知県条例第 2 号)に基づき、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

##### (2) 市民の基本的責務

- ① 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- ② いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- ③ 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

##### 2-1-1-1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域作りに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

##### 2-1-1-2 災害被害の軽減に向けた取組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

##### 2-1-1-3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者

等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

### 2-1-2 自主防災組織・ボランティアとの連携

#### 2-1-2-1 自主防災組織の推進

大地震が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係団体の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。このような事態において、被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するためには、住民等からなる自主防災組織が中心となって、出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等を組織的に行なうことが重要である。

##### (1) 自主防災組織の設置・育成

市は、住民、施設及び事業所などからなる自主防災組織の設置を推進し、自主防災組織等に対し、防災知識の普及行事等を計画的に実施し、各組織の指導育成に努めるものとする。その際、女性の参画促進に努める。

また、自主防災組織の育成を推進するため、自主防災組織育成事業として、防災訓練事業費援助を行う。

##### (2) 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

#### 2-1-2-2 防災ボランティア活動の支援

##### (1) ボランティアコーディネーターの確保

大地震により、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

### (2) 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

### (3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

### 2-1-2-3 自主防災組織における措置

---

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

#### (1) 平常時の活動

##### ① 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するための知識の普及を図る。

##### ② 火気使用設備器具の点検

火気使用設備器具、危険物品等被害の発生又は拡大の原因となるものの点検をする。

##### ③ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄

消火・救助用資機材、応急手当用医療品等防災活動に必要な資機材の備蓄を図る。

##### ④ 地域内の要配慮者の把握

自主防災組織地域内の災害時における要配慮者の所在や災害時の支援方法等の把握に努める。

##### ⑤ 防災訓練の実施

災害発生時に応急活動が円滑に行なえるよう必要な知識、技術を習得するための防災訓練を実施する。

#### (2) 災害時の応急活動

##### ① 情報の収集及び伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、防災関係団体等との連絡を密にするとともに、必要と認める情報を地域住民に伝達する。

##### ② 出火防止及び初期消火

情報を収集し、住民に対する避難命令を伝達する。

地震等が発生した場合、直ちに各家庭の火の始末を呼びかけ、出火した場合は消火にあたる。

### ③ 避難誘導

避難情報が出た場合、地域住民が緊急避難場所や避難所へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導する。

### ④ 被災者の救護、救急その他の保護

建物の倒壊、落下物等により救出救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。

### ⑤ 給食及び給水

炊き出し及び食品、飲料水の配給にあたる。

#### 2-1-2-4 市における措置

---

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、他市町村など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

#### 2-1-2-5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

---

##### (1) 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

##### (2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

#### 2-1-2-6 ボランティアの受入れ体制の整備及び推進

---

##### (1) ボランティアの受入れ体制の整備

① 市は、災害規模等からボランティアの受入れが必要と判断したときは、災害ボランティアセンターを設置するために、「津島市災害ボランティアセンターの開設及び運営等に関する協定」の定めるところにより津島市社会福祉協議会へ開設を要請

する。

- ② 市及び津島市社会福祉協議会は、災害時のコーディネーター派遣に協力するNPO・ボランティア関係団体にコーディネーターの派遣を要請する。
- ③ 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受け入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の把握等を行う。

### (2) ボランティアコーディネーター養成

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

このため市及び県等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、要請したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修会等を実施する。なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

### (3) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるため防災訓練においてNPO・ボランティア関係団体等の協力を得て災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

## 2-1-3 企業防災の促進

### 2-1-3-1 企業における措置

#### (1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサ

プライチェーン（流通経路）の確保等の事業継続上取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

### (2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保する。

### (3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液の漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

### (4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

### (5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

## 2-1-3-2 企業防災の促進のための取組み

---

市、県及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、BCP等の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

また、BCP等の策定を促進するための情報提供や相談体制等の整備などの支援等を行う。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

## 2-2 建築物等の安全化

### 2-2-1 建築物の耐震化の推進

#### (1) 市及び県における措置

##### ① 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

##### ② 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適合建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

#### (2) 耐震改修促進計画

##### ① 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適合建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

##### ② 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適合建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

#### (3) 公共建築物の耐震性の確保・向上

##### ① 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

##### ア 防災上重要な建築物

(ア) 震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる市役所、消

防署（消防団施設を含む）、神守支所

(1) 震災時に緊急の救護所、避難所となる学校等

イ 防災上重要な建築物に対する対応

(ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保

(イ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進（耐震性の確保が難しい場合は、移設も考慮する）

② その他の市有建築物の耐震性の確保

その他の市有建築物については、優先度に従い順次耐震性の確保を図るものとする。

(4) 一般建築物の耐震性の確保

① 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進

市は、旧基準住宅（昭和56年5月以前着工）を対象に耐震診断を実施する。

また、耐震診断の結果、耐震性が不足するとされた住宅の耐震改修については、耐震改修費に対する助成を行い、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。

② 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講ずるよう普及・啓発に努めるものとする。

また、県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとする。

③ 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布するなど地震対策知識の普及に努めるものとする。

④ その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

(5) 都市建築物の防災対策

① 高層建築物の防災対策

11階以上又は高さ31mを超える高層建築物については、発災時における危険が極めて高いので、消防機関としては、立入検査の強化を始め現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者



制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

### (6) 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

#### ① 応急危険度判定士の養成等

市は、県の実施する応急危険度判定士養成講習会に協力し、判定士の養成に努めるものとする。

#### ② 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市、県及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

## 2-2-2 交通関係施設等の整備

### 2-2-2-1 道路施設

#### (1) 道路

地震により発生が予想される道路の破損としては、軟弱地盤に起因するき裂沈下及び水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の破壊、液状化による噴砂による交通障害等が想定される。

このため、これらの被害が想定される箇所の把握及びその対策の実施に努める。

#### (2) 橋梁

橋梁の耐震点検を行い、各避難所付近の橋梁など補強等の対策が必要とされるものについて、緊急度の高い箇所から順次、対策工事を実施する。

また、橋梁の新設にあたっては、耐震性を備えた橋梁とする。

#### (3) 災害対策用緊急輸送道路の指定

道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、優先的に機能を確保する路線として、災害対策用緊急輸送道路及びくしの歯ルートを指定する。指定にあたっては、県の指定する災害対策用緊急輸送道路に準ずるとともに、各拠点施設等との有機的な連携を十分考慮するものとする。

### 2-2-2-2 交通安全施設等

---

道路付属施設の耐震化を図る。

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回路ルート情報等の整備に努める。

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制標識板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

### 2-2-2-3 河川等

---

市は、河川管理者等に対して地震による河川管理施設の損壊、地震後の洪水による二次災害を防止するため、平常からの巡視による状況の把握と維持管理の強化、河川維持修繕や河川改良等の改修事業の促進を求めている。

## 2-2-3 ライフライン関係施設等の整備

---

### 2-2-3-1 施設管理者、市及び県における措置

---

#### (1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

#### (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

### 2-2-3-2 電力・ガス・電気通信

---

電力、ガス、電気通信等のライフライン事業者（以下「各事業者」という。）は、災害時に迅速な応急復旧を行うための体制を整備する。

また、各事業者は、各社の実情に応じて、津波浸水が想定される設備について、その重要度に応じた対策を講じる。なお、市は、各事業者のライフラインに関する応急

復旧に関し協力要請があった場合は、最大限協力するものとし、特に市民への広報を必要とする場合は、市の情報伝達手段を利用し、迅速な広報活動を支援する体制を整備する。

### 2-2-3-3 上水道

地震災害により、水道施設が甚大な被害を受けないように施設の防災性を強化するだけでなく、被災後の速やかな復旧や被害の軽減を図る応急対策などの諸活動を確立し実施する。

#### (1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。

#### (2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH 計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

#### (3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市町村が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

また、水道が応急復旧するまでの間の必要最小限の飲料水を確保するため、市町村が自主防災組織単位に実施する飲料水兼用耐震性貯水槽の設置事業に対して、新たに

助成制度を設けて整備拡充を図っていく。

### (4) 防災非常時の協力体制の確立

市長は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。

県は、市町村の実施する飲料水の供給又は施設の復旧につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するように指示する。

さらに県は、市への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するとともに、激甚災害時に、大規模な支援対応が円滑にできるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。

また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。

### 2-2-3-4 下水道

---

下水道管理者（市及び県）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。このため、次の対策を実施する。

(1) 下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し計画する。

(2) 下水道管理者は、ポンプ場、終末処理場施設については、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

(3) 被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町村との連絡体制を確立する。

(4) 下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

(5) 下水道管理者は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

### 2-2-3-5 通信施設

---

#### (1) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法である。災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されている。

そこで基本的に次のような点を特に留意して、専用通信の確保を図る。

##### ① 耐震性の強化

装置等について、耐震性の強化に努める。

##### ② 伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

##### ③ 装置、器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資器材の充実整備を図り、災害に備える。

##### ④ 定期的な点検の実施

施設及び装置の定期的な保守点検を実施する。

##### ⑤ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、日ごろから関係者による休日や夜間における防災訓練を実施し、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

##### ⑥ 移動系無線局の配備

市及び防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用に努めるものとする。

##### ⑦ 高度情報通信ネットワークの活用

通信寸断を考慮し確実な情報の収集伝達手段として、高度情報通信ネットワークの効果的活用に努めるものとする。

#### (2) 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。

#### (3) 非常通信

地震が発生、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

- ① 非常通信協議会の拡充強化
- ② 非常通信訓練の実施
- ③ 非常通信訓練の総点検

#### (4) 携帯電話

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

### 2-2-3-6 農地及び農業用施設

---

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

## 2-2-4 文化財の保護

---

### 2-2-4-1 基本方針

---

文化財の保護のため市民の愛護精神の高揚を図るとともに文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

### 2-2-4-2 重要文化財の耐震対策

---

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を検討する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底

### 2-2-4-3 実施内容

---

- (1) 文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

- (4) 消火器、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁、消防進入路等の施設の設置を促進する。
- (5) 文化財並びに周辺環境整備を常実施する。

#### 2-2-4-4 応援協力体制

---

市及び市教育委員会は、県からの要請があったときは、緊急避難用保管場所（公民館、児童科学館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、県に文化財の専門知識を有する者の派遣要請を行い、適切な対応が図られるよう応援協力体制の確立を図るものとする。

### 2-2-5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

#### 2-2-5-1 市及び県における措置

---

市は、県が作成する「地震対策緊急整備事業計画」、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。  
また、市及び県は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

#### 2-2-5-2 単独事業等

---

##### (1) 防災対策事業

市及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

##### (2) 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

## 2-3 都市の防災性の向上

### 2-3-1 都市計画のマスタープラン等の策定

#### 2-3-1-1 基本方針

- (1) 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備を促進する。
- (2) 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

#### 2-3-1-2 都市計画マスタープランの策定

津島市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

### 2-3-2 防災上重要な都市施設の整備

#### 2-3-2-1 都市における道路の整備

市内の道路の狭あい道路（建築基準法第42条第2項でいう4m未満の道路）の解消に向け、安全で良好な防災空間を形成する。

#### 2-3-2-2 都市における公園等の整備

都市における大震火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地、公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市及び県は、県広域緑地計画及び津島市緑の基本計画に基づき、都市公園等の整備を積極的に進めていく。都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。



### **2-3-3 建築物の不燃化の促進**

#### **2-3-3-1 防火地域、準防火地域の指定**

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定に努め、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

#### **2-3-3-2 建築物の不燃対策**

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

## 2-4 液状化対策

### 2-4-1 土地利用の適正誘導

液状化による被害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然条件に関するアセスメント等に基づき、地震に伴う地盤に係る被害の予防を検討する。

### 2-4-2 液状化対策の推進

市及び県は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップ等により、市民や建築物の施工主等に周知を図るものとする。

### 2-4-3 宅地造成の規制誘導

宅地造成については、都市計画法の開発許可制度によって技術基準が課されているため、これに基づく指導を徹底する。

### 2-4-4 被災宅地危険度判定の体制整備

#### 2-4-4-1 市及び県における措置

##### (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、市と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

##### (2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

## 2-5 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

### 2-5-1 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

市、県及び防災関係機関は防災施設・設備及び災害用資機材の整備について、以下の措置を講じる。

#### (1) 防災施設等の整備

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

#### (2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

#### (3) 公的機関の業務継続性の確保

① 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

② 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ア 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

#### (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知すると

もに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

### (5) 人材の育成等

- ① 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- ② 市及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- ③ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

### (6) 防災中枢機能の充実

- ① 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備等、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。
- ② また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

### (7) 防災関係機関相互の連携

市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

### (8) 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

### (9) 地震計等観測機器の維持・管理

市及び県は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

### (10) 緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

### (11) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るために、市役所等の屋上に番号を標示する。

### (12) 消防機関における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、消防団施設を含む消防施設等の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、危険物施設、高層建築物等における特殊火災に対処するため、化学車（消防ポンプ自動車に泡を放出することができる装置を備えたものを含む）、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

### (13) 情報の収集・連絡体制の整備

#### ① 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

#### ② 通信手段の確保

##### ア 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保で

きるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

### イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

### ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

### エ 防災情報システムの整備

市、県及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

## (14) 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

## (15) 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛及び舟艇の導入に努める。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。

## (16) 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時から防災部局と連携し耐震性や水質を調査し選定しておく必要がある。非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

### ① 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、3-12-1-1(4)の給水の対象人口とその単位給水量を把握しておかなくてはならない。

### ② 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

#### ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

#### イ 水道用貯留施設の利用

配水池、耐震性貯水槽

#### ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

#### エ プール、沈澱池、河川の利用

(ア) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、必ず使用前に濁度・色度の簡易水質検査を実施し水質に十分注意してから使用する。

(イ) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機で処理をしたのち、塩素剤により滅菌したのち必ず残留塩素濃度・濁度・色度の簡易水質検査を実施し、基準値を満たす事を確認したのち使用すること。

#### オ 井戸の利用

(ア) 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては必ず濁度・色度の簡易水質検査を実施し水質に十分注意してから使用すること。

(イ) 生活用水を確保するために防災部局と連携し災害用井戸の指定に努める。

### (17) 物資の備蓄、調達供給体制の確保

① 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件等や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うにあたっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- ② 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- ③ 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

### (18) 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水の危険性に配慮する。

### (19) 災害廃棄物処理に係る事前対策

#### ① 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

#### ② 広域連携、民間連携の促進

市、県及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るとともに、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

### (20) 罹災証明書の発行体制の整備

- ① 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民



## 2 災害予防対策

間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書への交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- ② 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- ③ 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

## 2-6 避難行動の促進対策

### 2-6-1 基本方針

- (1) 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難情報を発令する。
- (2) 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (3) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- (4) 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

### 2-6-2 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

#### 2-6-2-1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

### 2-6-3 緊急避難場所及び避難路の指定等

#### 2-6-3-1 市における措置

##### (1) 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近

隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

### (2) 広域避難場所の選定

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m<sup>2</sup>以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ、散在してなければならない。

### (3) 一時避難場所の確保

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者 1 人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

## 2-6-3-2 避難路の選定

---

緊急避難場所を指定し、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) おおむね 8m～10m の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

## 2-6-4 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

### 2-6-4-1 市における措置

#### (1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ① 津波災害事象の特性に留意すること
- ② 収集できる情報として次の情報を踏まえること
  - ア 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び気象情報
- ③ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- ④ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること
  - ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月 30 日愛知県防災局公表）の浸水想定区域
  - イ 津波浸水想定（平成 26 年 11 月 26 日愛知県建設部公表）における浸水想定区域
- ⑤ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること
- ⑥ 避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること
- ⑦ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること

#### (2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

#### (3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき

業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

### 2-6-4-2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

## 2-6-5 避難誘導に係る計画の策定

### 2-6-5-1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導に係る計画を作成しておくものとする。その際、複数河川の氾濫や、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

#### (1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- ① 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- ② 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口  
なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- ③ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- ④ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴い、被災者救援措置に必要な事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、日用必需品の支給
  - オ 負傷者に対する応急救護
- ⑤ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
  - ア 緊急避難場所、避難所の秩序維持
  - イ 避難者に対する災害情報の伝達
  - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - エ 避難者に対する各種相談業務
- ⑥ 災害時における広報
  - ア 広報車による周知

- イ 避難誘導員による現地広報
- ウ 住民組織を通ずる広報

### (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ① 各学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- ② 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関において、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- ③ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

#### 2-6-5-2 避難行動要支援者の避難対策

---

※2-7-3-3 避難行動要支援者対策 参照

### 2-6-6 避難に関する意識啓発

#### 2-6-6-1 市及び県における措置

---

市及び県は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水域を示したハザードマップ、広報紙・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

#### 2-6-6-2 緊急避難場所等の広報

---

指定した緊急避難場所や避難所について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (1) 緊急避難場所、避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、避難所の所在地

- (3) 避難場所区分け
- (4) 緊急避難場所、避難所への経路
- (5) 緊急避難場所、避難所の区分
- (6) その他必要な事項
  - ① 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
  - ② 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

### 2-6-6-3 避難のための知識の普及

---

市民に対して必要に応じて、次の事項につき普及のための措置をとるものとする。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識
  - ① 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
  - ② 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）
  - ③ 津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること
- (3) 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

### 2-6-6-4 その他

---

- (1) 防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (3) 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 2-7 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### 2-7-1 基本方針

- (1) 市長は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- (2) 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- (3) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- (4) 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- (5) 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- (6) 市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

### 2-7-2 避難所の指定・整備

#### 2-7-2-1 避難所等施設の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバ



ックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

### 2-7-2-2 指定避難所の指定

(1) 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

(2) 上記(1)の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともにバリアフリー化しておくことが望ましい。

(3) 市は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人あたりの必要占有面積＞

1㎡/人	発災直後の一時避難階段で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける。（※人数に応じて区画の広さは調整する。）

(4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

(5) 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難施設の選定に努める。

(6) 指定にあたっては、原則として、防災関係団体、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

(7) 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

### 2-7-2-3 避難所が備えるべき設備の整備

---

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液等の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- (1) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- (2) 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- (3) バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等

### 2-7-2-4 避難所の破損等への備え

---

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

### 2-7-2-5 避難所の運営体制の整備

---

(1) 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

(2) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

- (3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- (4) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- (5) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

### 2-7-3 要配慮者支援対策

#### 2-7-3-1 社会福祉施設等における対策

##### (1) 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

##### (2) 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

##### (3) 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

##### (4) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

### (5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

### (6) 非常用電源の確保等

施設管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

## 2-7-3-2 在宅の要配慮者対策

---

### (1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

### (2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

### (3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

## 2-7-3-3 避難行動要支援者対策

---

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

### 2-7-3-4 避難行動要支援者名簿の整備等

#### (1) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとし、避難行動要支援者となる難病患者の情報については、県に情報提供を求めることができる。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿を作成する際は、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の範囲は次のとおりとする。

- ① ひとり暮らし老人として市に登録のある者
- ② 要介護認定3～5の認定を受けた者
- ③ 障害高齢者の日常生活自立度B又はCとされる寝たきり高齢者
- ④ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の者
- ⑤ 難病患者
- ⑥ 身体障害者手帳1級・2級を所持する者
- ⑦ 療育手帳Aを所持する者
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑨ 上記に当てはまらない者で、災害時に支援が必要で登録を希望する者

※ただし施設入所者は名簿から除く。

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項は次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

#### (3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される避難行動要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

#### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- ① 避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者

の範囲は、消防機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会、自治会及びその他市長が認める団体とする。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

- ② 名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援者等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置をとることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- ③ 避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。
- ④ 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

### (5) 個別避難計画の作成等

#### ① 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

#### ② 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。また、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

③ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

**2-7-3-5 外国人等に対する対策**

---

市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものにするるとともに、多言語化を推進する。
- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- (3) 多言語や、やさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

**2-7-4 帰宅困難者対策**

---

**2-7-4-1 市及び県における措置**

---

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

- (1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報  
「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確

認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

### (2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

### (3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

県及び市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

#### **2-7-4-2 支援体制の構築**

---

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。